

川西市防火安全協会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、川西市防火安全協会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第 2 条 本会の所在地は、川西市火打1丁目15-23とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、火災及びこれに類似する災害を未然に防止するために防火意識の普及及び消防設備等の整備を促進し、川西市消防行政の施策に協力し、火災のない明るい街づくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及宣伝に関すること。
- (2) 防火に関する調査研究及び研修会等の開催に関すること。
- (3) 防火管理者の指導育成に関すること。

- (4) 危険物保安監督者及び危険物取扱責任者の指導育成に関すること。
- (5) 自衛消防の育成強化に関すること。
- (6) 防火功労者等の表彰に関すること。
- (7) 消防機関に対する協力助成に関すること。
- (8) 危険物の災害対策に関すること。
- (9) 消防機関と会員相互の情報交換に関すること。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(部 会)

第 5 条 本会に前条各号の事業を推進するため、危険物安全部会を置く。

2 前項の部会を運営するために必要な事項は、別に細則をもって定める。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する事業所及び団体又は個人をもって組織する。ただし、事業所単位の一括加入は認められない。

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、所定の申込書により会長に申し込まなければならない。

(脱 会)

第 8 条 会員が本会を脱会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会長は、前項の届出を受理したときは、常任委員会に諮問し、これを受理したときは、その者を会員名簿から抹消しなければならない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 会計 若干名

(役員を選任)

第 10 条 理事、監事及び会計は、総会において会員のうちから選任する。

- 2 会長は、前項の規定により選任された理事の互選による。
- 3 副会長及び常任理事は、第 1 項の規定により選任された理事のうちから会長が指名する。
- 4 会計は他の役員（監事を除く。）と兼ねることができる。

(役員職務)

第 11 条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長の諮問に応じ、会の運営に参画する。
- 4 理事は、会の目的遂行に必要な事項の決定に参画する。
- 5 監事は、会の業務を監査する。
- 6 会計は、会の会計事務を処理する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項に規定する役員再任については、これを妨げない。
- 3 役員が会員でなくなったとき、役員職を失う。
- 4 役員は、任期が満了した後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員辞職)

第 13 条 役員(会長を除く。)が、その任期中に辞職しようとするときは、会長に届け出なければならぬ。

- 2 会長が、その任期中に辞職しようとするときは、副会長に届け出なければならぬ。
- 3 前2項に規定する届出があったときは、その受理について常任理事会に諮って決定するものとする。

第 5 章 顧 問

(顧問)

第 14 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずるほか、意見を述べることができる。

第 6 章 会 議

(会 議)

第 15 条 本会の会議は、総会、常任理事会及び役員会とし、会長が招集する。

2 会長は、消防本部との連絡調整会議の開催を求めることができる。

3 会議の議長は、すべて会長がこれにあたる。

4 会議の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(総 会)

第 16 条 総会は、毎年 1 回、年度の始めに開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、随時これを招集する。

(1) 予算の審議及び決算の承認

(2) 事業計画

(3) 会則及び細則の変更

(4) その他会長が必要と認める事項

(常任理事会及び役員会)

第 17 条 常任理事会及び役員会は、会長が必要と認めるときに開き、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 事業の運営事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(連絡調整会議)

第 18 条 連絡調整会議は、事業の運営にあたり必要と認められる消防本部との連絡又は調整を行う。

第 7 章 会 計

(財 源)

第 19 条 本会の財源は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第 20 条 本会の会費は、別表に定める基準による。

2 会費の基準改正は、総会に諮って決定する。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 雑 則

(その他)

第 2 2 条 この会則の施行について、必要な事項は細則で定める。

付 則

本会則は、平成 5 年 6 月 1 1 日からこれを施行する。

(経過措置)

- 1 平成 5 年 6 月 1 1 日に選任された役員の任期については、第 1 2 条第 1 項の規定にかかわらず、会則施行の日から平成 7 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 平成 5 年度の会計年度については、第 2 1 条の規定にかかわらず、会則施行の日から平成 6 年 3 月 3 1 日までとする。

付 則

本会則は、平成 1 9 年 5 月 1 8 日からこれを施行する。

付 則

本会則は、平成 2 4 年 5 月 1 8 日からこれを施行する。

付 則

本会則は、令和 6 年 6 月 1 日からこれを施行する。

別 表

年会費算定基準

1 事業所に係る会員

年 会 費	危険物施設	防 火 対 象 物	
	A 危険物の許可数量 による倍数	B 特定防火対象物の 延べ面積 (㎡)	C 非特定防火対象物の 延べ面積 (㎡)
10,000円	1 0 未満	<u>1, 0 0 0</u> 未満	<u>2, 0 0 0</u> 未満
20,000円	1 0 以上	1, 0 0 0 以上	2, 0 0 0 以上
	2 0 0 未満	3, 0 0 0 未満	1 0, 0 0 0 未満
30,000円	2 0 0 以上	3, 0 0 0 以上	1 0, 0 0 0 以上
	2, 0 0 0未満	2 0, 0 0 0未満	
60,000円	2, 0 0 0以上	2 0, 0 0 0以上	

(1) 事業所の中で、同一敷地の中に危険物施設を保有する事業所については、防火対象物の延べ面積による金額と危険物施設の倍数による金額の内、大なる方を当該事業所の年会費とする。

(2) 特定防火対象物であるか非特定防火対象物であるかの判定は、その事業所の存する敷地を単位

として行うものとする。

なお、特定防火対象物とは、一般的に劇場、飲食店、店舗、ホテル等不特定多数の人員を対象とする建物をいい、これらを除いたものを非特定防火対象物という。

(3) 防火対象物に在する一事業所の年会費算定基準の適用については、当該事業所の管理する部分の面積を防火対象物の延べ面積とみなす。

2 個人に係る会費

年会費 7,000円

事業所に係る会員以外で、組織又は団体の代表者も含むものとする。

川西市防火安全協会危険物安全部会細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、川西市防火安全協会（以下「協会」という。）の会則第 5 条の規定に基づき危険物安全部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(事 業)

第 2 条 部会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 危険物の安全管理の普及に関すること。
- (2) 危険物規制事務の連絡に関すること。
- (3) 部会員相互の密接な連絡に関すること。
- (4) 危険物安全管理関係資料に関すること。
- (5) 公益財団法人兵庫県危険物安全協会との連絡調整に関すること。
- (6) その他部会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構 成)

第 3 条 部会は、協会会員で、危険物関係法令の適用を受ける製造所、貯蔵所、取扱所の所在する事業所をもって構成する。

(役 員)

第 4 条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(3) 部幹事 若干名

(役員を選任及び任務)

第5条 部会長、副部会長、部幹事の選出は、部会員の推薦に基づき、協会会長（以下「会長」という。）がそれぞれ役員を委嘱する。ただし、部会長は協会副会長又は常任理事、副部会長は協会常任理事、部幹事については、協会常任理事及び理事のうちから推薦するものとする。

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、部務を統括し部会を代表する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 部幹事は、部会の運営に参画する。

(任期)

第6条 部会役員の任期は、協会会則第12条を準用する。

(会議)

第7条 部会の会議は、部会及び幹事会とする。

(1) 部会については、会長の承認を得て開催する。

(2) 会議の議長はすべて部会長がこれにあたる。

(3) 幹事会については、必要に応じ部会長が招集する。

(報 告)

第 8 条 部会での審議及び決議事項については、部会長が協会常任理事会にて報告するものとする。

(規約の変更)

第 9 条 規約を変更するときは、部会の議決を経て、協会常任理事会に諮り総会にて決定する。

付 則

この規約は、平成 5 年 6 月 1 1 日から施行する。